

つがる西北五広域連合財政調整基金条例

平成11年 7 月15日
条 例 第 19 号

(設置)

第1条 つがる西北五広域連合一般会計（以下「一般会計」という。）の財政調整のため、つがる西北五広域連合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 一般会計の各会計年度において生じた剰余金のうち2分の1を下らない金額を、剰余金を生じた年度の翌年度までに基金に積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、第1条に定める目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき
- (3) 緊急に実施することが必要になった施設の整備事業の経費その他やむを得ない理由より生じた経費の財源に充てるとき
- (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき
- (5) 償還期限を繰り上げて行う広域連合債の償還の財源に充てるとき

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。